明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○国土交通省告示第千二百五十九号

豊川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十七年十二月十八日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

2の(2)の予定工期中「平成27年度」を「平成42年度」に改める。

○国土交通省告示第千二百六十号

筑後川水系における水資源開発基本計画の一部を平成二十七年十二月十八日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

2の(5)の予定工期中「平成27年度」を「平成31年度」に改める。

○国土交通省告示第千二百六十一号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を次のように指定したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

指定ダムの名称及び水源地域

指定ダムの名称	水源地域
雄物川水系成瀬川成瀬ダム	秋田県雄勝郡東成瀬村大字椿川

○国土交通省告示第千二百六十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	守谷市大柏字上小島二一四番	平成二十七年十二月二十五日十時

○環境省告示第百四十五号

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十五日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日　環境大臣　大塚　珠代

第二の表第三号下欄を次のように改める。

イ　第一の一に掲げる検液にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法を除く。）

ロ　第一の二及び三に掲げる検液にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）

○環境省告示第百四十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第十五項の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年七月厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月十五日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日　環境大臣　大塚　珠代

第四号中「適用する。」の下に「ただし、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合の検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定の適用については、検定方法告示第二の表第三号下欄ロ中「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法（日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五・一に定める方法にあっては、日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）」とあるのは、「日本工業規格K〇一〇二（二〇〇八）の五十五に定める方法」とする。」を加える。

○関東地方整備局告示第四百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市箕田字九右エ門一七四〇番一まで	前	B　一九・七六～一九・八四メートル	七一・六〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一九・七六～一九・八四メートル	一八・三七一	
		B　一九・七六～一九・八四メートル	一・〇〇〇	
		C　一九・七六～一九・八四メートル	一・〇〇〇	
			九・二七二	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	新発田市中曽根字通り下六四五番一から同市小舟町三丁目三〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十五日

○中国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	下関市壇之浦町九一番二一から同市壇之浦町九一番二三まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十六日